第15章 環境影響評価準備書についての長野県知事の意見及びそれに対する都 市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づき、令和4年3月29日に環境保全の見地からの長野県知事の意見が提出されました。準備書についての長野県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表15.1に示すとおりです。

表 15.1(1) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

	表	15.1(1) 準備書についての長野県知	事意見と都市計画決定権者の見解
環境 要素	番 号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
	1	事業実施区域及びその周辺は、諏訪湖を中心とした雄大な自然に囲まれ、良かな水資観や歴史文化を有し、古くかが営まれて豊から豊かが営まれて産業が営まれており住民生活や地域産業・事業の実施に当たっては、実行であることを踏まえては、実行であるに採りをでいる。とともに、現況をできるとともに、現場への影響を回避又は最大限の影響を回避又は最大限の影響を回避又は最大限の影響を回避又は最大限の影響を回避又は最大限の影響を回避又は最大限の影響を回避ない。また、その姿勢を環境影響評価書いると、その姿勢を環境影響評価書いる。	事業の詳細設計及び事業の実施にあたっては、最新の技術及び知見を積極的に採り入れ、実行可能な範囲内でできる限り環境保全措置を実施するとともに、現況を大きく悪化させないよう周辺環境への影響をできる限り回避又は低減します。また、この内容については、評価書(P.12-1)に記載しました。
全般	2	「評価書」という。)に記載すること。 (1) 詳細な設計、施工方法の立案のために 事業実施段階で行う調査(以下「事業実施 段階調査」という。)の対象とした環境 目、及び事業実施段階で行う環境保全措置 により影響がほとんどないとした環境項目 については、予測の不確実性にも十分留意 しつつ、調査・予測・評価及び評価書への 反映を検討すること。	事業実施段階調査については、事業実施段階において、具体的な項目、地点、期間、方法等を検討しますが、現段階で検討している調査については、評価書(P.3-29)に記載しました。 影響がほとんどないとした環境項目については、事業実施段階において、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら適切な措置を検討します。 なお、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。

表 15.1(2) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境	番		
要素	号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
		(2)事後調査及び事業実施段階調査の具体	環境影響評価法に基づく事後調査の実施
		的な項目、地点、期間、方法等(以下「項	時期及び実施方法等については、事業実施
		目等」という。)をできる限り具体的に評	段階において、専門家等の意見を踏まえて
		価書に記載すること。	検討します。
			長野県環境影響評価条例に基づく事後調
			査の項目及び手法については、事業実施段
			階において、関係機関と連携しながら検討
			します。
			また、事業実施段階調査については、事
			業実施段階において、項目等を検討します
			が、現段階で検討している調査について
			は、評価書 (P.3-29) に記載しました。
		(3)(2)の記載ができない場合は、その理由	事後調査については、事業実施段階にお
	2	を評価書に記載するとともに、項目等が明	いて、詳細な設計、施工方法等が明らかに
		らかになった時点で速やかに県に報告する	なった時点で項目等を検討することから、
		こと。	現段階で評価書に項目等を記載することは
			できません。
			事業実施段階調査については、事業実施
仝			段階において、項目等を検討しますが、現
全般			段階で検討している調査については、評価
			書 (P.3-29) に記載しました。
			また、事業実施段階調査については、調
			査計画策定後に項目等を長野県に報告しま
			す。事後調査については、詳細計画確定後
			に作成する条例に基づく事後調査計画書に
			おいて項目等を記載し、長野県に報告しま
			す。
		評価書以降の図書の作成に当たっては、	評価書の作成にあたっては、地域住民の
		最新の知見に基づき、より精度の高いもの	理解につながるよう、丁寧な記載に努めま
		になるよう努めるとともに、地域住民の理	した。
		解につながるよう、丁寧な記載を行うこ	今後の事後調査計画書等の作成にあたっ
		と。また、詳細設計や環境保全措置等の具	ては、最新の知見に基づき、より精度の高
	3	体的な内容について、積極的な情報提供を	いものになるよう努めるとともに、地域住
		行い、事業による環境影響に対する地域住	民の理解につながるよう、丁寧な記載に努
		民の不安の解消に努めること。	めます。
			また、詳細設計や環境保全措置等の具体
			的な内容について、積極的な情報提供を行
			い、事業による環境影響に対する地域住民
			の不安の解消に努めます。

表 15.1 (3) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境	番		事息見と都市計画決定権者の見解
要素	号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
		計画道路と周辺の活断層との位置関係を	詳細な道路設計、施工方法等の検討にあ
		踏まえて、活断層についての事業実施段階	たっては、事業実施段階において、断層帯
		調査及び最新の文献等により、工事着手前	に係る事業実施段階調査及び最新の文献等
		に十分な科学的データを集め、設計・施工	により、工事着手前に十分な科学的データ
		方法に適切に反映すること。	を集め、適切に反映します。
事業		また、断層活動による変位等への対策及	トンネル構築における断層変位に関する
計	4	び配慮の方針を評価書に記載するととも	対策及び配慮の方針については、過去に地
画		に、地域住民の安全・安心につながるよう	震で被災したトンネル事例等の最新の知見
		丁寧な記載を行うこと。	も踏まえ、専門家等の意見及び指導を得な
			がら、適切にトンネル設計及び施工計画に
			反映していきます。
			また、これらの内容について、評価書
			(P.3-29、31) に記載しました。
		事業の実施に当たっては、環境保全措置	事業の実施にあたっては、実行可能な範
大気		を確実に実施することで、基準値や規制値	囲内でできる限り環境保全措置を実施する
質、		を下回ることはもとより、環境への影響を	ことで、現況をできる限り悪化させないよ
騒	5	より一層低減し、現況をできる限り悪化さ	うに努めます。特に家屋の密集している箇
音、		せないよう努めること。特に家屋の密集し	所や保育園等の公共施設周辺においては、
振動		ている箇所や保育園等の公共施設周辺にお	事業による環境への影響をできる限り回避
到		いては、事業による環境への影響を回避又	又は低減します。
		は最大限低減すること。	
	6	温泉や酒蔵等における水利用に留意し、	事業実施段階においては、事業実施段階
		トンネルからの湧水をはじめ、事業が地下	調査を実施し、地下水等への影響をできる
		水及び河川水に与える影響について評価書 に記載すること。評価書に記載できない場	限り回避又は低減する設計・施工方法を検 討します。
		に 記載 9 ること。 計価 青に 記載 じきない 場合においては、 事業実施段 階調査を確実に	
		実施した上で、地下水等への影響を回避す	また、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合、もしくは予見された
		ることを基本とし、その影響が回避できな	場合には、環境に及ぼす影響について調査
→ l.c		いときも影響を最大限低減できるよう、設	し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じ
水質		計・施工方法を検討すること。また、予測	て適切な措置を講じます。
水		と異なる影響が生じた場合の対応を予め検	
象		討すること。	
	7	河川の水質や流量の変化による漁業等へ	河川の水質や流量の変化による漁業等へ
		の影響が生じないよう、環境保全措置を確	の影響が生じないよう、環境保全措置を実
		実に実施することで環境への影響を回避又	施することで環境への影響をできる限り回
		は最大限低減するとともに、工事及び環境	避又は低減するとともに、工事及び環境保
		保全措置の実施に当たっては、河川管理者	全措置の実施にあたっては、河川管理者や
		や漁業権の管理者等と十分に協議を行うこ	漁業権の管理者等と協議を行います。
		と。	
	•	·	

表 15.1(4) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境	番		事息見と郁甲訂画決定惟名の兄胜
要素	号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
		事業実施区域及びその周辺は大規模な断	地下水の状況については、事業実施段階
	8	層帯に近接しており、地質構造に起因する	において、専門家等の意見及び指導を得な
		局所的な地下水の通り道が存在する可能性	がら、事業実施段階調査を行います。それ
		がある一方、関連する知見が限定的である	らの結果を踏まえて、3次元による浸透流
		ことから、事業実施段階において必要な調	解析等の数値解析を実施し、事業による影
		査を実施し、その結果を踏まえて、予測評	響をできる限り事前に把握し、詳細な道路
		価及び環境保全措置の再検討を行うこと。	設計、施工方法等に反映します。
		事業実施区域及びその周辺の地下水流動	事業実施区域及びその周辺の地下水流動
		系について、実証データを踏まえ分かりや	系については、分かりやすさの観点から、
水	9	すく評価書に記載すること。	断面図等を用いるとともに、調査結果等の
質、			実証データを踏まえた補足説明を評価書
水			(P.11-6-52~53) に追記しました。
象		事業実施区域及びその周辺では地下水が	地下水の水位、湧水の湧水量、トンネル
		重要な水資源として利用されていることか	内の湧水量及び河川等の流量については、
	10	ら、事業による地下水等への影響をより定	事業実施段階調査において、必要な箇所で
		量的に把握するため、河川や地下水位、流	自記水位計等により連続観測を行います。
		量及び湧水量について、自記水位計等によ	
		り連続観測を行うこと。	
	11	個人井戸は地下水の数少ない露頭である	個人井戸については、事業実施段階調査
		ため、その分布及び諸元について調査を行	において、分布及び諸元について調査を行
	11	い、その結果を地下水の予測及び評価の結	います。また、その結果を事後調査計画書
		果並びに事後調査計画に反映すること。	等に反映することを検討します。
		評価書の作成に当たっては、日本有数の	諏訪湖については、日本有数の断層地帯
ᅪ	12	断層地帯という地域の地形・地質的な特徴	という地域の地形・地質的な特徴を踏ま
地 形		を十分に踏まえた上で、地形・地質につい	え、断層湖であることを評価書(P.11-7-
• }/1		て現時点で得られる最新の情報を反映させ	9) に追記しました。
地質		ること。	また、現時点で得られる断層帯の最新の
			情報については、評価書資料編(P.1.1-16
			~17) に記載しました。
動		アカハライモリは濁水と水温変化に敏感	アカハライモリについては、事業実施段
物、	13	なため、生息環境の質的変化が生じないよ	階において、採用した環境保全措置等を実
植		う、確実に環境保全措置を実施し、生息環	施し、生息環境の保全に努めます。
物		境の保全に努めること。	

表 15.1(5) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境	番	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
要素	号		
		オオムラサキについては、食草の伐採に	オオムラサキについては、事業実施段階
		当たり事前に幼虫を回収するなどの配慮を	において、食草の伐採にあたり事前に幼虫
	14	行うこと。	を回収するなどの生息環境の保全に係る配
			慮について、専門家等に意見を伺いながら
			検討します。
		メガネサナエは、県内では諏訪湖周辺に	メガネサナエについては、事業実施段階
		しか生息が確認されていない希少な種であ	において、事業が繁殖行動に及ぼす影響に
		るため、事業が繁殖行動に及ぼす影響につ	ついて専門家等に意見を伺いながら、モニ
	15	いて専門家に確認し、必要に応じて追加の	タリング調査の実施を検討します。
		環境保全措置を検討すること。	
		また、メガネサナエを事後調査の対象に	
		含めるよう検討すること。	
		生息環境は保全されない可能性があると	生育環境は保全されない可能性があると
≠ I.		予測された植物種について、各種に適した	予測された植物種の移植又は播種について
動 物		水温、水質、流速、底質といった水環境	は、事業実施段階において、既存の知見及
植		や、草原等の明るい光環境等の条件を踏ま	び事例、専門家等の意見を参考に、各種に
物		え、同様の条件の場所に移植又は播種等を	適した環境条件を踏まえ、同様の条件の場
		行うとともに、それらの条件が維持される	所への移植又は播種の適切な実施に努めま
		よう、水管理や周辺の競合種の刈り取り等	す。
	16	を行うこと。	また、移植又は播種先の環境条件が維持
	10	このうち、沈水性の水生植物であるホソ	されるよう関係機関と協議してまいりま
		バミズヒキモ、ヤナギモ、サガミトリゲモ	す。
		及びイトトリゲモについては、移植や播種	沈水性の水生植物であるホソバミズヒキ
		が困難であることから、適切な時期に殖芽	モ、ヤナギモ、サガミトリゲモ及びイトト
		による繁殖を行うこと。	リゲモの環境保全措置については、既存の
			知見及び事例、専門家等の意見を参考に、
			殖芽による繁殖も含め、具体的な実施内容
			を検討し、実施します。
		Braun-Blanquet の植物社会学的な手法に	被度の用語の説明については、個体数を
	17	よる測定方法について、個体数を含めた被	含めた基準を評価書(P.11-10-2)に追記
		度の基準に修正すること。	しました。

表 15.1(6) 準備書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
		工事期間が長くなることが予想されるた め、個々の人と自然との触れ合い活動の場	個々の人と自然との触れ合いの活動の場 については、事業実施段階において、採用
		における影響の回避又は低減に加えて、そ	した環境保全措置を実施し、実行可能な範
触れ		れらの場を包含する地域全体における人と	囲内で環境影響をできる限り回避又は低減
合い		自然との触れ合い活動への影響の回避又は	します。
活	18	低減を図ること。また、霧ケ峰高原へのア	また、詳細な工事用車両の運行ルート、
動の		クセスや地域内の移動などにも十分に配慮	車両の出入り位置等については、観光地へ
場		し、それらの方針を評価書に記載するこ	のアクセスや地域内の移動等への影響に配
		と。	慮します。
			この内容については、評価書 (P.3-30)
			に記載しました。
		事業実施区域及びその周辺に、既知の埋	埋蔵文化財包蔵地については、事業実施
		蔵文化財包蔵地の存在が確認されているこ	段階において、「文化財保護法」に基づ
文		とから、評価書において、事業による埋蔵	き、関係機関と協議の上、埋蔵文化財発掘
化財	19	文化財への影響及び事業実施段階において	調査を行い、記録・保存する等適切な措置
		行う環境保全措置の内容を具体的に記載す	を講じます。
		ること。	また、この内容については、評価書
			(P.3-32) に記載しました。